

都市計画基本方針に係る意見聞き取り(庁内・市町)

資料1

番号	頁数	特に記述(調整)が必要と思われる事項	理由等	対応
1		都市計画区域に関する考え方として拡大、縮小に対し、縮小方向性を記載する必要があると考える。	人口集中と人口減少の区域による考え方に対する方針により、都市計画区域としての拡大の流れがある様に、縮小の流れも必要であるとする。計画及び事業等が実施困難な区域において、縮小の流れがあるとする。	県としては、当面、都市計画区域を縮小する考えはありません。 都市計画区域では、都市計画法や建築基準法等の適用範囲が拡大され、住民の生命、健康、財産の保護をはかることができます。特に、南海トラフ地震等大災害の発生が懸念される地域においては、都市の防災機能の向上が期待されます。 例えば、都市計画法の適用にかかる効果として、発災後における迅速な復興都市計画の策定、都市計画事業実施による都市の防災機能の向上等が考えられます。また、建築基準法の規制等にかかる効果については、新築建築物の接道義務による緊急車両の円滑な通行による防災機能の向上、建ぺい率の制限による防火性の向上などが考えられます。 このため、仮に人口の減少により、都市計画区域指定の基準を満たさなくなった場合においても、当面、都市計画区域を維持していく考えです。
2	本編p33	表3-1 ■県民と共に考える地域づくりの内容が矮小化している印象。	31P 図3-3に示すように、「県民と共に考える地域づくり」は、他の4つの方向と並列ではなく、前提(ベース)となる位置づけ。 33P表3-1についても、4つの方向で示した主な取組を県民と共に進める意図や都市計画提案制度の普及など、5つを並列ではない表現・見せ方に。	表3-1は、都市づくりの方向の関係性を図化するものではなく、都市づくりの方向と主な取組の内容を一覧として説明することが目的の表であると考えています。
3	本編p34	目標(案) ・居住誘導区域内の人口割合が増加	評価の指標としては適切かと思うが、居住誘導区域が設定された都計区域だけの評価になってしまうなど運用上の疑問。	表3-1中の「都市機能の効率性と生活利便性の向上」に関する「主な取組」として、「実効性ある取組として立地適正化計画制度を最大限活用し集約型都市構造の形成を着実に進める」こととするなど、立地適正化計画制度を「効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造」を形成するための主要な手段と位置づけており、この計画制度による取組を指標とすることが適切なのではないかと考えています。
4	本編p34・36	図3-4、図3-7	都市構造のイメージ図中に、幹線道路、公共交通などネットワークに関するキャプションがあっても良いのではないか。	公共交通(とくにバス)等によるネットワークの在り方は地域によって様々であると考えられ、その形成について図ではあえて表現していません。
5	本編p36	3段落目 また、上記(2)の「土地利用検討区域」	「上記(2)」が記述されていない?	「上記②」に訂正します。
6	本編p37	③市街地の範囲 「③市街地の範囲」で述べたいことは、当該ページの前文に記載して、①拠点と②連携軸だけにしておくか。 もしくは、 ①市街地の範囲 ②拠点 ③ネットワーク	市街地の範囲をいわずに拡大しない考えを説明したうえで、その市街地の中で①拠点を設定し、それを連携軸でつなぐとした説明の流れの方が分かりやすいのではないか。	地域特性により、都市の拠点(及びそれらを結ぶネットワーク)は、全てが市街地の中に位置するわけではないと考えます。
7	本編p37	③市街地の範囲 ・地域の経済的な持続可能性のため、新たな工業系産業用地等を確保・・・ ↓ ・地域の経済的な持続可能性のため、工業系用地等をはじめ新たな産業や雇用創出機会を確保・・・	「工業系産業用地等」だと工業系限定の印象。 農林漁業の6次産業化などへの対応が可能な表現に修正してはどうか。	工業系産業用地に限定したいと考えており、「等」をとり、農林漁業の6次産業化等については、個別に判断いただきたいと考えています。

都市計画基本方針に係る意見聞き取り(庁内・市町)

資料 1

番号	頁数	特に記述(調整)が必要と思われる事項	理由等	対応
8	本編p37	最下段の記述を読む限りでは、明示されている2つの場合を除き市街地の拡大ができないと読み取れる。 →記述を再検討してもらいたい。 また、これまでのフレーム議論による市街地拡大の場合はどうなるのか。 加えて、内陸部等のまったく違う場所に市街地形成するのではなく、既存市街地からのにじみ出し等による市街地形成をどう判断するのか。		第3章 3_(3)_II「③市街化区域の規模の考え方」にあるように、市街化区域の設定は基本的に人口フレーム方式により行うこととしており、フレームによる市街化編入は従来通り行うことを想定しています。ただし、今後の人口減少を考えると、市街地の範囲は、原則としては、既存の範囲内とせざるを得ないと考えています。
9	本編 p37, p41~43	土地利用に関する方針 第2回の意見照会において、商業系土地利用の項目の追加及び考え方の明記について意見しましたが、37頁③市街地の範囲において、新たな市街地形成を許容するものとして「大規模自然災害への対応」「地域の経済的な持続可能性のための工業系産業用地」を挙げられており、この部分から商業系の新たな市街地の形成はできない旨が読めるとの説明がありました。 しかしながら、市街化調整区域等の郊外部への商業系(大規模集客施設)開発要望が依然としてある中で、集約型都市構造の観点から商業系は中心市街地等の拠点的市街地内に立地誘導すべきであるとするのであれば、商業系の土地利用の方針や考え方を基本指針に明記すべきであると考えます。 このことから、43頁③工業系土地利用に関する考え方に続く形で「商業系土地利用に関する考え方」の項目を追加して、「商業系施設立地は市街化区域の商業系用途地域内を原則とし、新たに商業系土地利用を目的として市街化区域の拡大は行わない」等の具体的な考え方の明記をお願いします。		43頁の記述について、下記のとおり商業系土地利用の考え方を追加して示します。 ③ 産業に関する土地利用の考え方 都市計画区域マスタープランにおいて、産業に関する土地利用の基本的な考え方を以下に示します。 a. 商業系土地利用 商業系土地利用については、生活サービスが効率的に提供されるよう、既存の商業施設の規模や配置状況を勘案し、必要な施設を維持・誘導します。 商業施設のうち、新たな大規模集客施設については都市計画区域マスタープランに位置づける広域拠点における商業地域や近隣商業地域のなかで、鉄道駅等から約1kmの範囲に立地誘導し、それ以外の場所では原則抑制します。 既存の大規模集客施設については、必要に応じこれを維持します。
10	本編p40	表3-3注釈の修正	※2伊賀市は、・・・上野都計画区域の・・・ →伊賀市は、・・・上野都市計画区域の・・・	ご指摘のとおり修正します。
11	本編p37	③市街地の範囲の文章では、新市街地の範囲は限定的な記述になっている。一方、P41③において市街化区域の規模の考え方で「人口フレーム方式」を基本とする表記がある。人口フレーム内であれば、滲みだしや本市の課題対応において、市街化区域の拡大を行うことは問題ないと理解してよいか。	本市では、様々な状況に対応するため、市街化区域の拡大余地を確保する必要がある。	上記のとおりです。
12	本編p41	a市街化区域 「一方で、市街化区域内で居住誘導区域～抑制方策をとることを検討します。」の一文を削除する。	・居住調整区域は立地適正化計画における都市機能や居住の誘導のツールの1つである。しかしながら、文章からは都市機能誘導や居住誘導区域と同じレベルで扱われるような印象を受ける。 ・居住調整区域を設定する現実性が低い中、居住誘導区域の検討を基本方針に位置付ける必要はない。	当該箇所は、立地適正化計画による誘導施策の一方で、必要な場合には、抑制施策についても検討するとの趣旨です。居住調整地域はその例として挙げているものです。「必要な場合」についての考え方ですので、問題ないのではないかと考えます。
13	本編p30	「新しい豊かさ・協創の視点」について	「みえ県民ビジョン」(県総合計画)では、「協創」についての解説がありますが、ここで「協創」の説明は不要でしょうか?中の文章にも「協創」に直接結びつく言葉が無く、どのあたりが「協創の視点」なのかが伝わりにくいように感じます。	用語解説に追加します。
14	本編p34	6行目(これらの観点～)「取組み」→「取組」	語句の訂正(語句を全体で統一する)。	ご指摘のとおり修正します。
15	本編p36	14行目(また、上記(2)の～)の(2)とは、どこを指しますか。	「上記②」の誤りでしょうか?	ご指摘のとおり「上記②」の誤りです。訂正します。

都市計画基本方針に係る意見聞き取り(庁内・市町)

資料 1

番号	頁数	特に記述（調整）が必要と思われる事項	理由等	対応
16	本編p46	用語解説 3行目「アクセシビリティ」→「アクセシビリティ」	語句の訂正。	ご指摘のとおり修正します。
17	本編p29	⑤県民が主役の地域づくり	5～6行目に「都市計画提案制度の手続の円滑化等の取組」とありますが、具体的にどのような取組を指しますか。	具体的には、「都市計画提案制度手続基準」に基づく事前相談等を指しています。